

インターネット基盤整備基金資産規程改定 説明資料/改定の趣旨等

理由：年度開始時(4月、5月)における支出時の資金不足に備える

- JPNICの入金の約7割は5月末(IPアドレス維持料)、6月末(会費)に集中している。ここ数年、公益法人指導基準を遵守する方向から決算時、繰越金(内部留保)を減じてきており、且つ今年度～来年度の収支状況が厳しく、2010年4月、5月の支出(支払)に支障をきたす虞がある。これに対応するため、外部金融機関を利用することなく支払を可能にすべく、インターネット基盤整備基金資産の一部から一時的借入れる(繰替運用)ことの出来る仕組みを設け、堅実な運営に資するものである。

措置：規程に“繰替運用”を設ける

- 第9条を新設
- 3月総会の予算の承認後に行われる理事会にて運用枠等を審議
- インターネット基盤整備基金資産の内債券で運用していない定期預金等より拠出
- 資産運用委員会へ報告を行う(運用する期間は運用出来ない)
- 5月、6月の収入からインターネット基盤整備基金資産へ速やかに返還する

「インターネット基盤整備基金資産規程」改定新旧対照表

改定案	現行
<p><u>(繰替運用)</u> 第9条 理事長は年度開始当初(第一四半期)において一時的に資金が不足し、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方法、期間を定めて基金資産に属する現金を一部取崩し、繰替運用により資金を調達することが出来る。但しこの実行にあたっては理事会の承認を得なければならない。また、繰替運用を行った場合には、第一四半期内に充当しなければならない。</u></p> <p>(規程の改廃) 第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行なう。</p> <p>(雑則) 第11条 この規程に定めるもののほか基金資産に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>附則 この規程は、2004年4月1日から施行する。 <u>この規程は、2010年1月27日から施行する。</u></p>	<p>(規程の改廃) 第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行なう。</p> <p>(雑則) 第10条 この規程に定めるもののほか基金資産に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>附則 この規程は、2004年4月1日から施行する。</p>